

富山県創業支援施設・U I J ターン者等住居（仮称）整備工事基本設計等業務
に係る公募型プロポーザル参加表明書作成要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 富山県創業支援施設・U I J ターン者等住居（仮称）整備工事基本設計等業務
- (2) 業務内容 次の対象施設の改修等にかかるもののうち、創業支援施設の基本設計並びにU I J ターン者等住居の基本設計及び実施設計並びに周辺一帯の活用提案業務
- (3) 履行期限 9月下旬頃から約5か月間程度
ただし、基本設計及び周辺一帯の活用提案については、契約から2か月間程度

2. 担当部署

富山県商工労働部経営支援課創業・ベンチャー係

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-3247、F A X 076-444-4402

電子メールアドレス：akeieishien@pref.toyama.lg.jp

3. 参加表明書の記入要領及び注意事項

参加表明書（様式1-1）に添付する資料は、別添の参加資格確認兼誓約書（様式2）とし、左ホッチキス2箇所留めして提出すること。

なお、設計共同体で参加する場合は様式1-2及び添付書類（別紙1～3）を提出することとし、記載にあたっては以下に留意すること。

- (1) 構成員の組合せは富山県創業支援施設・U I J ターン者等住居（仮称）整備工事基本設計等業務に係る公募型プロポーザル説明書中「3 参加資格」によること。
- (2) 構成員のうち1者を代表者とする。
- (3) 各構成員の出資比率はそれぞれ20%以上とすること。
- (4) 構成員において決定された代表者及び構成員の担当分野が、富山県創業支援・U I J ターン者等住居（仮称）整備工事基本設計等共同体協定書において明らかであること。
設計共同体の協定書が、別紙2に示す「富山県創業支援・U I J ターン者等住居（仮称）整備工事基本設計共同体協定書」によるものであること。
- (5) 設計共同体としての資格の有効期間は、参加表明書提出の日から、当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結されるまでとする。
- (6) 設計共同体の名称は、富山県創業支援・U I J ターン者等住居（仮称）整備工事基本設計等業務〇〇・□□設計共同体とする。

4. 参加表明書及び業務実績表の提出

- (1) 参加表明書及び業務実績表の提出は以下による。
 - ① 提出部数 参加表明書 1部
 - ② 提出場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県商工労働部経営支援課創業・ベンチャー係
 - ③ 提出期限 令和元年8月7日（水）17時15分
 - ④ 提出方法 持参または郵送により提出すること。（郵送する場合は配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）
- (2) その他
 - ① 電送による提出は受理しません。
 - ② 提出された参加表明書は返却しません。